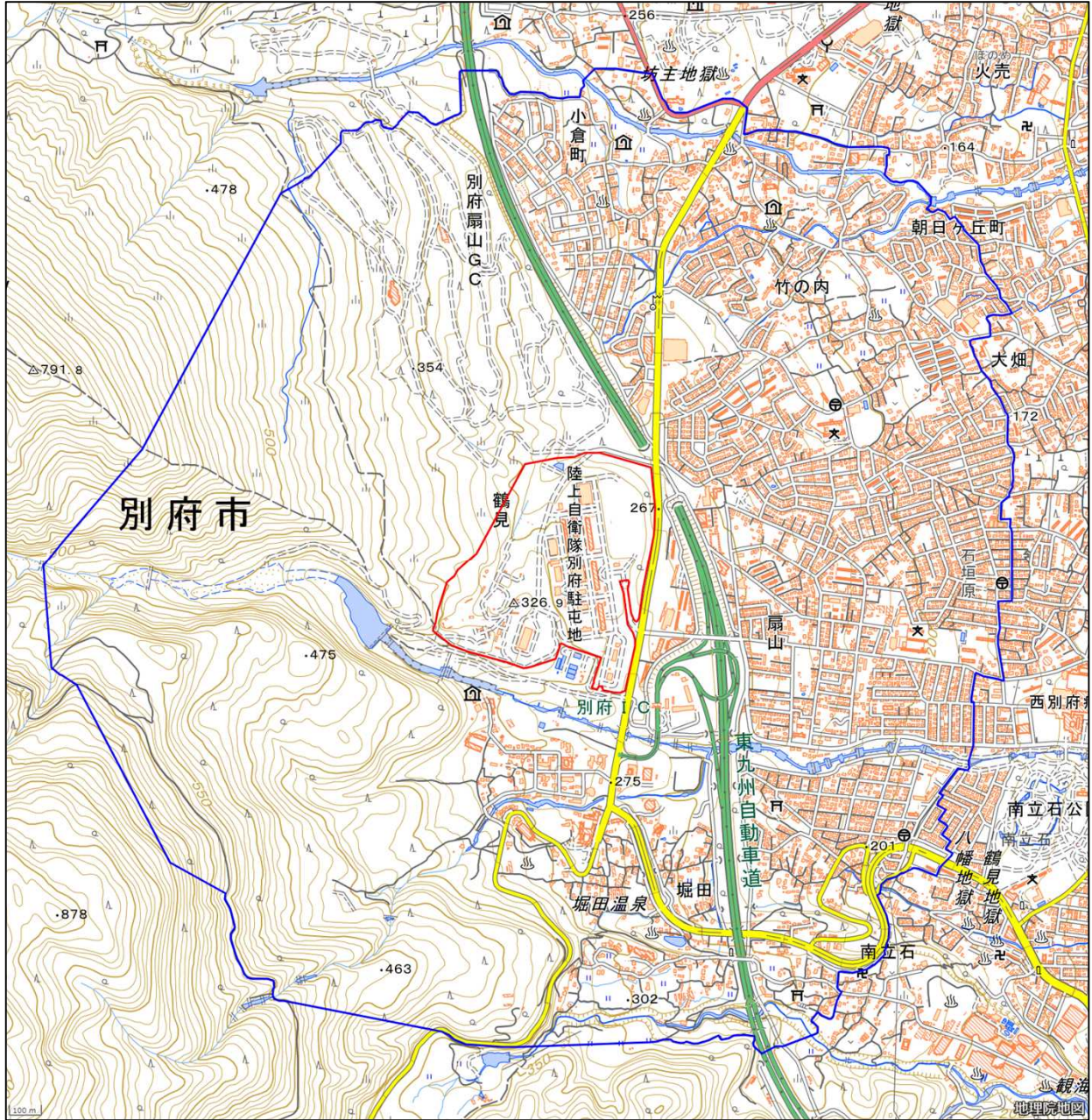


陸上自衛隊別府駐屯地

対象防衛関係施設 の所在地	大分県別府市	大字鶴見四千五百四十八番地百四十三
対象防衛関係施設 の区域	大分県別府市	大字鶴見（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設 周辺地域	大分県別府市	朝日ヶ丘町（次の図面に示す部分に限る。）、扇山一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から五丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、六丁目及び七丁目、大字鶴見（次の図面に示す部分に限る。）、大字南立石（次の図面に示す部分に限る。）、小倉町（次の図面に示す部分に限る。）、大畑町（次の図面に示す部分に限る。）、竹の内町（次の図面に示す部分に限る。）、火売（次の図面に示す部分に限る。）、堀田（次の図面に示す部分に限る。）、南立石生目町（次の図面に示す部分に限る。）、南立石板地町（次の図面に示す部分に限る。）、南立石公園町（次の図面に示す部分に限る。）並びに南立石本町（次の図面に示す部分に限る。）
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>		

陸上自衛隊別府駐屯地周辺地域 (大分県別府市大字鶴見4548番地143)



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しております。また、地図上に記載した区域を示す線はデータ作成上の誤差を含んでいます。そのため、区域の概略の位置を示す参考図として御利用ください。なお、対象施設の区域及び対象施設周辺地域に御不明な点がある場合には、対象施設の管理者にお問い合わせください。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域



対象施設周辺地域

